

岩内町国土強靱化地域計画

令和2年3月

岩内町

岩内町国土強靱化地域計画（素案）

目 次

第1章 はじめに	1
(1) 国土強靱化の背景	
(2) 強靱化の基本的な考え方	
(3) 取組を推進するための方針	
第2章 脆弱性評価	3
(1) 脆弱性の考え方	
(2) リスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」の設定	
(3) 評価の実施手順	
(4) 評価結果	
第3章 岩内町強靱化のための施策プログラム	5
(1) 施策プログラム策定の考え方	
(2) 施策推進の指標となる目標値の設定	
【岩内町強靱化のための施策プログラム一覧】	
第4章 計画の推進管理	23
(1) 計画の推進期間等	
(2) 計画の推進方法	
【別表】 岩内町強靱化に関する脆弱性評価	24

第 1 章 はじめに

(1) 国土強靱化の背景

わが国では、2011年（平成23年）に発生した東日本大震災の経験を通じ、不測の事態に対する社会経済システムの脆弱さが明らかとなり、今後想定される首都直下型地震や南海トラフ地震等の大規模自然災害への備えが国家的な重要課題として認知されることとなった。

こうした中、国においては、2013年（平成25年）12月に、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下「基本法」という。）が施行され、翌年6月には基本法に基づく「国土強靱化基本計画」（以下「基本計画」という。）が閣議決定された。さらに翌年3月には、北海道において、北海道の強靱化を図るための地域計画として「北海道強靱化計画」が策定されるなど、今後の大規模自然災害等に備え、事前防災及び減災に係る施策を総合的に推進するための枠組みが順次整備されてきた。

このような流れから、本町における自然災害に対する脆弱さを見つめ直し、町の強靱化を図ることは、今後想定される大規模自然災害から町民の生命・財産を守り、本町の持続的な成長を実現するために必要であるとともに、国・北海道全体の強靱化を進める上でも不可欠な課題であることから、国、北海道、民間事業者、町民等の総力を結集し、これまでの取組をさらに加速していかなければならない。

(2) 強靱化の基本的な考え方

本計画は、基本法第13条に基づく国土強靱化地域計画として策定するものであり、国土強靱化に関する部分について、地方公共団体における様々な分野の計画等の指針となるものと位置付けられている。このため、本町における他の分野別計画と連携しながら、重点的・分野横断的に推進する計画として、防災計画や産業、医療、エネルギー、まちづくり、交通等の国土強靱化に関連する部分の施策と連携しながら、長期的な視点に立って一体的に推進する。

〈岩内町強靱化の目標〉

- I. 人命の保護が最大限図られること
- II. 町及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- III. 町民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- IV. 迅速な復旧復興

(3) 取組を推進するための方針

岩内町国土強靱化地域計画は、町民や関係機関等との協働により進めるとともに、庁内各課と横断的に連携し、ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせた取組を推進する。

また、成果指標による進捗管理を通じて、必要に応じた事業の見直しを行うなど効果的に推進する。

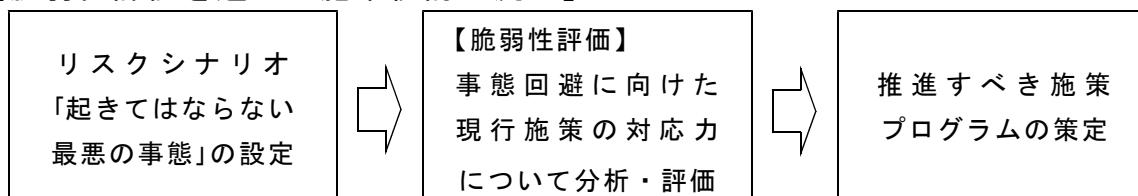
第2章 脆弱性評価

(1) 脆弱性の考え方

大規模自然災害等に対する脆弱性を分析・評価すること（以下「脆弱性評価」という。）は、国土強靱化に関する施策を策定し、効果的・効率的に推進していく上で必要不可欠なプロセス（基本法第9条第5項）であり、国の基本計画や北海道強靱化計画においても、脆弱性評価の結果を踏まえた施策の推進方策が示されている。

本町としても、本計画に掲げる岩内町強靱化に関する施策の推進に必要な事項を明らかにするため、国が実施した評価手法や「国土強靱化地域計画策定ガイドライン」等を参考に、次の枠組みにより脆弱性を評価した。

【脆弱性評価を通じた施策検討の流れ】



【脆弱性評価において想定するリスク】

過去に町内で発生した自然災害による被害状況、各種災害に係る発生確率や被害想定等を踏まえ、今後、本町に甚大な被害をもたらすと想定される自然災害全般をリスクの対象として、評価を実施

(2) リスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」の設定

リスクシナリオは、国の基本計画や北海道強靱化計画で設定されている、「事前に備えるべき目標」及び「起きてはならない最悪の事態」と整合性を図るとともに、北海道並びに後志管内町村と一体的な取組ができるものとする。

また、本町の地域特性等を踏まえ、施策の重複などを勘案し、区分の整理・統合・絞り込み等を行うこととする。

以上のことから、本町の脆弱性評価の前提となるリスクシナリオは、北海道と同じ7つのカテゴリーと、20の「起きてはならない最悪の事態」を設定した。

【リスクシナリオ 20の「起きてはならない最悪の事態」】

カテゴリー		起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）
1	人命の保護	1-1 地震等による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う死傷者の発生
		1-2 土砂災害による多数の死傷者の発生
		1-3 大規模津波等による多数の死傷者の発生
		1-4 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水
		1-5 暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生
		1-6 積雪寒冷を想定した避難体制等の未整備による被害の拡大
		1-7 情報伝達の不備・途絶等による死傷者の拡大
2	救助・救急活動等の迅速な実施	2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
		2-2 消防、警察、自衛隊等の被災等による救助・救急活動の停滞
		2-3 被災地における医療・福祉機能等の麻痺
3	行政機能の確保	3-1 町内外における行政機能の大幅な低下
4	ライフラインの確保	4-1 エネルギー供給の停止
		4-2 食料の安定供給の停滞
		4-3 上下水道等の長期間にわたる機能停止
		4-4 町外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止
5	経済活動の機能維持	5-1 サプライチェーン(※)の寸断や中枢機能の麻痺等による企業活動等の停滞
		5-2 町内外における物流機能等の大幅な低下
6	二次災害の抑制	6-1 農地・森林等の荒廃による被害の拡大
7	迅速な復旧・復興等	7-1 災害廃棄物の処理の停滞等による復旧・復興の大幅な遅れ
		7-2 復旧・復興等を担う人材の絶対的不足

※サプライチェーン：個々の企業の役割分担にかかわらず、原料の段階から製品やサービスが消費者の手に届くまでの全プロセスの繋がりをいう。

(3) 評価の実施手順

前項で定めた20の「起きてはならない最悪の事態」ごとに、関連する現行の施策の推進状況や課題等を整理し、事態の回避に向けた現行施策の対応力について、分析・評価を行った。

(4) 評価結果

脆弱性評価の結果は、巻末の別表「岩内町強靱化に関する脆弱性評価」とおり

第3章 岩内町強靱化のための施策プログラム

(1) 施策プログラム策定の考え方

第2章の脆弱性評価の結果を踏まえ、本町における強靱化施策の取組方針を示す「岩内町強靱化のための施策プログラム」を策定する。

施策プログラムは、脆弱性の評価において設定した「起きてはならない最悪の事態」を回避するため、本町のみならず、国、北海道、民間それぞれの取組主体が適切な役割分担と連携の下で行う。

また、取り組むべきリスク回避のために、施設の整備・耐震化、代替施設の確保等の「ハード対策」のみではなく、情報・訓練・防災教育をはじめとした「ソフト対策」を組み合わせ、20の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」ごとに取りまとめる。

なお、施策の推進にあたっては、本計画の実効性を確保するため、優先順位を考慮する必要があるが、分野別計画中、優先される施策に配慮するなかで、本町の強靱化を国・北海道の強靱化へと繋げるため、国土強靱化に関連する分野別計画の方向に沿った取組や、「北海道強靱化計画」で示された重点化項目と調和を図りながら、緊急性や優先度を総合的に判断し、実施することとする。

(2) 施策推進の指標となる目標値の設定

施策推進にあたり、個別施策の進捗や実績を定量的に把握するため、分野別計画等による数値目標を設定する。

なお、本計画に掲載する目標値については、施策推進のための財源措置等が担保されていないことに加え、国や北海道が推進主体となる施策も多くあることなどから、経年的な事業量等を積み上げた精密な指標ではなく、施策推進に関わる、国、北海道、市町村、民間等の各関係者が共有する「努力目標」と位置付ける。

また、計画策定後の状況変化等に機動的に対応するため、計画期間中においても、必要に応じて目標値の見直しや新たな設定を行う。

【岩内町強靱化のための施策プログラム一覧】

- ・脆弱性評価において設定した20の「起きてはならない最悪の事態」ごとに、事態回避に向け推進する施策を掲載
- ・当該施策の推進に関する所管を末尾に【 】書きで記載
- ・プログラムを構成する施策には、複数の「最悪の事態」に対応するものも多くあるが、これらの施策については、特に関わりのある項目に掲載し、それ以外の項目には末尾に（再掲）と記載する。

1. 人命の保護

1-1 地震等による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う死傷者の発生

（住宅・建築物等の耐震化）

- 省エネルギーや耐震性に配慮した住宅環境の整備【建築】
- 岩内町住生活基本計画及び岩内町耐震改修促進計画の見直しと各計画に基づく住宅の耐震化の促進【建築】

（建築物等の老朽化対策）

- 老朽化した保育所（子育て支援センター併設）の整備及び適正な維持管理【子育て】
- 集会施設の適正な維持補修【住民生活】
- 墓地・墓園の適正な維持補修【住民生活】
- 霊苑の適正な維持補修【住民生活】
- 農山漁村地域整備対策【農業、漁業】
- 農業基盤施設管理対策【農業】
- 農業水利施設等の長寿命化及び防災減災対策【農業】
- 漁業基盤施設管理対策【漁業】
- 漁業荷捌き施設等の長寿命化及び防災減災対策【漁業】
- 観光施設の老朽化対策【観光】
- 老朽化港湾施設の整備【港湾】
- 岩内都市計画マスタープランの見直し【都市計画】
- 老朽化した公営住宅の計画的な用途廃止・除却による管理戸数の適正化【公営住宅】
- 既存公営住宅の計画的な維持修繕・改善による長寿命化及び居住環境の向上【公営住宅】

- 危険家屋の把握と解体助成制度の設計【消防、救急、防災】
- 指定避難所の老朽化対策等の促進【防災】
- 教員住宅の戸数管理（老朽住宅の解体撤去）【教育課総務】
- 教員住宅の適正な維持修繕と居住水準の向上【教育課総務】
- 老朽校舎整備の促進【教育課総務】
- 社会教育施設の適正な維持管理【教育課社会教育】

(避難場所等の指定・整備)

- 老朽化した保育所（子育て支援センター併設）の整備及び適正な維持管理【子育て】（再掲）
- 遊具の安全性の維持、計画的な更新【公園】
- 公園の維持管理・環境美化活動への地域住民の参加促進【公園】
- 都市公園の適正配置【公園】
- 指定避難所の老朽化対策等の促進【防災】
- 災害に対する意識づくり、避難体制の確立（防災計画と津波等ハザードマップの見直し）【消防、救急、防災】
- 老朽校舎整備の促進【教育課総務】（再掲）

(啓発活動等の取組促進)

- 光回線、デジタル無線に対応した環境整備【企画】
- ラジオの難聴解消、地上デジタル放送の難視聴解消【企画】
- 広報紙の内容の充実【広報】
- 広報紙やホームページへの住民参加の拡大【広報】
- 各種団体との連携、幅広い広報活動などによるコミュニティ意識の高揚【住民生活】
- 防火設備・危険物施設の安全確保と火災の未然防止の取組【消防、救急、防災】
- 住宅用火災警報器の普及【消防、救急、防災】
- 自主防災組織の育成、活動支援【消防、救急、防災】（再掲）

<p>1-2 土砂災害による多数の死傷者の発生</p>

(警戒避難体制の整備)

- 災害に対する意識づくり、避難体制の確立（防災計画と津波等ハザードマップの見直し）【消防、救急、防災】（再掲）
- 高齢世帯の緊急連絡体制、安否確認体制の充実【消防、救急、防災】
- 自主防災組織の育成、活動支援【消防、救急、防災】（再掲）

(砂防設備等の整備)

- 農業基盤施設管理対策【農業】（再掲）
- 農業水利施設の長寿命化及び防災減災対策【農業】（再掲）
- 未来につなぐ森づくり推進事業等による無立木地の解消【林業】
- 間伐材の利用促進【林業】
- 間伐、植林の重要性に対する理解の促進【林業】
- 水源涵養機能・山地災害防止機能の強化（未立木地への植栽の推進、保安林への指定、治山事業）【林業】
- 生活環境保全機能・文化機能の強化（岩内町森林公園や岩内町総合公園、岩内町運動公園の環境保全機能を高める生活環境保全林の整備）【林業】
- 森林づくりに対する理解の促進、植林活動への参加促進【林業】
- 森林資源の保全【農業、林業】
- 植林、育林活動への参加促進【農業、林業】
- 急傾斜地の危険防止対策の推進【消防、救急、防災】

1-3 大規模津波等による多数の死傷者の発生

（津波避難体制の整備）

- 災害に対する意識づくり、避難体制の確立（防災計画と津波等ハザードマップの見直し）【消防、救急、防災】（再掲）
- 高齢世帯の緊急連絡体制、安否確認体制の充実【消防、救急、防災】（再掲）
- 自主防災組織の育成、活動支援【消防、救急、防災】（再掲）

（海岸保全施設等の整備）

- 生活環境保全機能・文化機能の強化（岩内町森林公園や岩内町総合公園、岩内町運動公園の環境保全機能を高める生活環境保全林の整備）【林業】（再掲）
- 海岸保全施設の維持管理及び老朽化対策【港湾】
- 津波浸水を防ぐための港湾施設の改良整備【港湾】

1-4 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水

（洪水・内水ハザードマップの作成）

- 災害に対する意識づくり、避難体制の確立（防災計画と津波等ハザードマップの見直し）【消防、救急、防災】（再掲）
- 自主防災組織の育成、活動支援【消防、救急、防災】（再掲）

（河川改修等の治水対策）

- 野東川水系樋門樋管管理対策【農業】

- 農業基盤施設管理対策【農業】（再掲）
- 農業水利施設等の長寿命化及び防災減災対策【農業】（再掲）
- 普通河川の河道確保対策及び維持管理（町管理の普通河川）【土木】
- 普通河川施設の改良整備及び老朽化施設の補修、更新【土木】
- 水位計、監視カメラなどの設置及び管理【土木・管理】
- 道路側溝等排水施設の改修【土木】
- 排水ポンプ等の整備【土木・管理】

1-5 暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生

（暴風雪時における道路管理体制の強化）

- 光回線、デジタル無線に対応した環境整備【企画】（再掲）
- ラジオの難聴解消、地上デジタル放送の難視聴解消【企画】（再掲）
- 防雪柵の整備【土木】
- 近年増加している自然災害に備えた意識啓発【消防、救急、防災】

（除雪体制の確保）

- 除雪機械の計画的な更新・増強【土木・管理】
- 除雪ステーションの整備【土木・管理】
- 市街地流雪溝の老朽化対策【土木】

1-6 積雪寒冷を想定した避難体制等の未整備による被害の拡大

（冬季も含めた帰宅困難者対策）

- 光回線、デジタル無線に対応した環境整備【企画】（再掲）
- ラジオの難聴解消、地上デジタル放送の難視聴解消【企画】（再掲）
- 道の駅等の再整備に向けた検討（国道利用者の緊急避難所）【観光】
- 近年増加している自然災害に備えた意識啓発【消防、救急、防災】

（再掲）

（積雪寒冷を想定した避難所等の対策）

1-7 情報伝達の不備・途絶等による死傷者の拡大

（関係機関の情報共有化）

- 光回線、デジタル無線に対応した環境整備【企画】（再掲）
- ラジオの難聴解消、地上デジタル放送の難視聴解消【企画】（再掲）

（自主防災組織の結成）

- 自主防災組織の育成、活動支援【消防、救急、防災】

（住民等への情報伝達体制の強化）

- 光回線、デジタル無線に対応した環境整備【企画】（再掲）
- ラジオの難聴解消、地上デジタル放送の難視聴解消【企画】（再掲）
- 広報紙の内容の充実【広報】（再掲）
- 広報紙やホームページへの住民参加の拡大【広報】（再掲）
- 誰もが参加し、まちづくりの意見交換ができる場づくり【広報】
- 住民から寄せられたまちづくりに関する意見への対応の充実（広報紙やホームページへの掲載など）【広報】
- 幼稚園、保育所、学校の連絡体制の確立【子育て、教育課学校教育】
- 見守り支え合いネットワークを官民相互で協力し合う組織の推進【介護保険】（再掲）
- 認知症対策への取組推進（早期発見・早期受診・理解・支え合う地域づくり）【介護保険】（再掲）
- 電子母子手帳の利用促進【健康推進】
- 高齢世帯の緊急連絡体制、安否確認体制の充実【消防、救急、防災】（再掲）
- 自主防災組織の育成、活動支援【消防、救急、防災】（再掲）
- 外国語並びに国際理解教育の充実（外国語指導助手配置）【教育課学校教育】

（要配慮者対策）

- 光回線、デジタル無線に対応した環境整備【企画】（再掲）
- ラジオの難聴解消、地上デジタル放送の難視聴解消【企画】（再掲）
- 相談支援体制の強化【社会福祉】
- 一人暮らしの高齢者の生活をサポートする地域住民の取組【介護保険】（再掲）
- 見守り支え合いネットワークを官民相互で協力し合う組織の推進【介護保険】（再掲）
- 認知症対策への取組推進（早期発見・早期受診・理解・支え合う地域づくり）【介護保険】（再掲）
- 訪問指導の充実【健康推進】
- 支援を必要としている親子の早期対応と相談体制の確保【健康推進】
- 健康な妊娠期、安全な出産、健やかな成長発達のために切れ目のない相談体制の充実【健康推進】
- 交通安全施設の整備【防災】

（観光客対策）

- 光回線、デジタル無線に対応した環境整備【企画】（再掲）

- ラジオの難聴解消、地上デジタル放送の難視聴解消【企画】（再掲）
- 道路案内標識等の多言語表記【観光】
- 道の駅等の再整備に向けた検討（国道利用者の緊急避難所）【観光】（再掲）
- 観光施設におけるWi-Fi環境整備【観光】
- 町内宿泊施設、飲食店等の受入体制整備【観光】
- 交通安全施設の整備【防災】（再掲）

（防災教育推進）

- 保育所において実情に応じた避難訓練の実施による防災意識の向上【子育て】
- 災害に対する意識づくり、避難体制の確立（防災計画と津波等ハザードマップの見直し）【消防、救急、防災】（再掲）
- 自主防災組織の育成、活動支援【消防、救急、防災】（再掲）
- 学校関係者及び児童生徒の災害に対する意識づくり、避難体制の確立【教育課学校教育】

（災害時における行政機関相互の通信手段の確保）

《 指標 》	現状値	目標値
・ 公営住宅管理戸数	1,458戸（H29）	→ 820戸（R4）
・ 排水施設改修	18箇所（R1）	→ 37箇所
・ 側溝施設改修	48m（R1）	→ 3,434m（R6）

2. 救助・救急活動等の迅速な実施

2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

(物資供給等に係る連携体制の整備)

- 町内会、自治会等との連携【住民生活】
- 子育て世帯へのサポート体制づくり（新生児から入学前の子ども達の把握や子育てサークルづくりなど、保健師と保育所、幼稚園との連携）
【子育て、健康推進】
- 民生委員協議会等との連携【社会福祉】
- 一人暮らしの高齢者の生活をサポートする地域住民の取組【介護保険】
(再掲)
- 見守り支え合いネットワークを官民相互で協力し合う組織の推進【介護保険】
(再掲)
- 認知症対策への取組推進（早期発見・早期受診・理解・支え合う地域づくり）【介護保険】
(再掲)
- 顔のわかる子育てサポート体制づくり（ブックスタート事業による保健師との連携）【教育課社会教育】
- 自主防災組織の育成、活動支援【消防、救急、防災】
(再掲)

(非常用物資の備蓄促進)

- 空き店舗対策事業の取組推進【商工労働】
- 農水産物などの地域資源を活用した加工・流通・保存施設の整備などへの支援【サポートセンター、商工労働】

(防災訓練等による救助・救急体制の強化)

- 自主防災組織の育成、活動支援【消防、救急、防災】
(再掲)
- 救急救命士の養成【消防、救急、防災】

2-2 消防、警察、自衛隊等の被災等による救助・救急活動の停滞

(合同訓練など関係行政機関の連絡体制整備)

- 広域連携に向けた取組の推進【総務】

(救急活動等に要する情報基盤、資機材の整備)

- 光回線、デジタル無線に対応した環境整備【企画】
(再掲)
- ラジオの難聴解消、地上デジタル放送の難視聴解消【企画】
(再掲)
- 消防自動車の更新【消防、救急、防災】
- 災害弱者や要支援者等を搬送する福祉車両の整備【防災】

2-3 被災地等における医療・福祉機能等の麻痺

(被災時の医療支援体制の強化)

- 北海道及び近隣自治体との連携による医師確保対策【医療保険】
- 道内の病院と連携した入院患者受入体制の整備【医療保険】
- 救急医療、救急医療搬送体制の更なる整備【医療保険、介護保険、消防】
- 停電時における在宅難病患者（酸素濃縮器使用者等）と非常用電源設備が完備されている岩内協会病院との連携【介護保険】
- 安心して出産ができる環境の整備【健康推進】
- 休日医療体制の維持、継続【健康推進】
- 町内会、自治会等との連携【住民生活】（再掲）

(災害に強い病院機能の強化)

- 非常用発電設備が配備されていない病院への対策【防災】
- 各種備蓄品などの整備及び入院患者等の食料や医薬品等の流通手段の確保【防災】

(災害時における福祉的支援)

- 子どもたちにボランティア意識を醸成する取組【子育て】
- 民生委員協議会等との連携【社会福祉】（再掲）
- 社会福祉協議会との連携強化【介護保険】
- 災害時における避難行動要支援者の援護体制の確立（避難行動要支援者名簿の更新）【防災】
- 町内社会福祉施設等と連携した受入体制の整備【社会福祉、介護保険】
- 一人暮らしの高齢者の生活をサポートする地域住民の取組【介護保険】
- 見守り支え合いネットワークを官民相互で協力し合う組織の推進【介護保険】
- 認知症対策への取組推進（早期発見・早期受診・理解・支え合う地域づくり）【介護保険】
- 課題別のまちづくり活動組織の育成（環境保全、子育て、高齢者見守りなど）【防災、住民生活、子育て、介護保険】

(災害に強い社会福祉施設整備の強化)

- 非常用発電設備が配備されていない社会福祉施設等への対策【防災】
- 各種備蓄品などの整備及び入所者等の食料などの流通手段の確保【防災】

(防疫対策)

- 訪問指導の充実【健康推進】（再掲）
- エキノコックス症検査の実施【健康推進】

- 国内外の感染症の流行状況の早期把握・対応【健康推進】
- 感染症の予防、蔓延防止のため知識や情報の提供【健康推進】
- 予防接種の接種率を高めることによる感染症の予防【健康推進】
- 医療機関との連携による接種体制の整備・充実【健康推進】
- 任意予防接種の助成【健康推進】
- 制度周知と受診券等の配布【健康推進】
- ごみ等の防疫対策【住民生活】
- 有害鳥獣の駆除【住民生活】
- 町内会、自治会等との連携【住民生活】（再掲）
- 家畜衛生及び感染症の防疫対策【農業】

《 指標 》	現状値	目標値

3. 行政機能の確保

3-1 町内外における行政機能の大幅な低下

(災害対策本部機能等の強化)

(行政の業務継続体制の整備)

○判断力や対応能力を養うための職員研修の実施【総務】

○広域連携に向けた取組の推進【総務】(再掲)

○クラウド化等による庁舎の情報基盤維持のための抜本的な整備【総務】

○光回線、デジタル無線に対応した環境整備【企画】(再掲)

○ラジオの難聴解消、地上デジタル放送の難視聴解消【企画】(再掲)

(広域応援・受援体制の整備)

○姉妹都市(上越市・深浦町)との交流の推進【総務】

《 指標 》	現状値	目標値
--------	-----	-----

4. ライフラインの確保

4-1 エネルギー供給の停止

(再生可能エネルギーの導入拡大等)

- 再生可能エネルギー、省エネルギーの理解促進【企画】

(電力基盤等の整備)

- 家畜衛生及び感染症の防疫対策（停電時の電源確保）【農業】

(再掲)

- (石油燃料供給の確保)

4-2 食料の安定供給の停滞

(食料生産基盤の整備)

- 農業基盤施設管理対策【農業】（再掲）

- 農業水利施設等の長寿命化及び防災減災対策【農業】（再掲）

- 認定農業者及び中心経営体への利用集積の推進【農業】

- 生産ほ場の団地化【農業】

- 農地流動化対策の促進【農業】

- 農地の保全管理【農業】

- 農地流動化促進事業の実施【農業】

- 施肥管理による低コスト化・生産性の向上【農業】

- 新規作物の試験、研究【農業】

- 栽培技術の普及【農業】

- 耕畜連携による畜産振興（畜産のための飼料作物、飼料用米の生産）
【農業】

- 畜産・酪農競争力強化の推進【農業】

- 農地の地力回復支援対策【農業】

- 園芸施設整備支援対策【農業】

- 振興（戦略）作物支援対策【農業】

- 農地所有適格法人などの設立、育成【農業】

- 集落営農組織の確立、推進【農業】

- 認定農業者の育成【農業】

- 農業者相互の交流、情報交換の促進【農業】

- 住民も参加した新規就農者をサポートする体制づくり【農業】

- 農業経営基盤安定化対策事業の推進【農業】

- 有害鳥獣の駆除【農業、林業】

- ジビエ利活用の推進【農業、林業】
 - 新規就農者対策【農業、漁業】
 - 労働安全の推進【農業、漁業】
 - 女性経営者の育成及びサポート支援【農業、漁業】
 - 外国人人材受入総合支援【農業、漁業】
 - 畜産・酪農競争力強化の推進【農業】
 - 漁業基盤施設管理対策【漁業】（再掲）
 - 漁業荷捌き施設等の長寿命化及び防災減災対策【漁業】（再掲）
 - 水産資源の密漁対策【漁業】
 - 冷凍・冷蔵・製氷施設の整備【漁業】
 - 沿岸漁場保全【漁業】
 - 産卵礁等の漁場整備（磯焼け対策）【漁業】
 - サーモン養殖漁業推進【漁業】
 - ウニ養殖漁業推進【漁業】
 - 二枚貝養殖漁業推進【漁業】
 - ナマコ栽培漁業推進【漁業】
 - 鮮度保持による出荷調整の推進【漁業】
 - 就労環境改善の推進【漁業】
 - 若手漁業者の人材育成のため研修の推進【漁業】
 - 漁港維持補修【漁業】
 - 漁船漁業振興及び流通多角化の推進【漁業】
 - 後志南部地域ニシン資源増大対策【漁業】
 - 南後志広域水産業再生対策（浜の活力推進プランの推進）【漁業】
 - サケ・マス資源増大対策【漁業】
 - ナマコ資源増大対策【漁業】
 - 漁業経営基盤安定化対策事業の推進【漁業】
 - 水産業競争力強化の推進【漁業】
 - 観光資源の発掘・磨き上げによるブランディング戦略【観光】
 - サービスの質の向上に向けた人材育成等研修の推進【商工労働】
 - 新事業に取り組む事業者への支援（情報提供等のサポート）【企業対策】
- (町産食料品の販路拡大)**
- 新規作物の試験、研究【農業】（再掲）
 - 栽培技術の普及【農業】（再掲）
 - 農畜水産物の付加価値向上【農業、漁業】
 - 契約栽培、ネット販売等による販路拡大【農業】

- 地産地消の推進【農業、漁業】
- 農畜水産物の直売所の開設【農業、漁業】
- 農業体験型等農園の開設【農業】
- 北のクリーン農産物表示制度の振興【農業】
- エコファーマー制度の振興【農業】
- H A C C P制度の振興【農業、漁業】
- H A C C P対応施設の整備【農業、漁業】
- 農業経営基盤安定化対策事業の推進【農業】（再掲）
- 漁業経営基盤安定化対策事業の推進【漁業】（再掲）
- 観光消費の拡大と域内調達率を高めるための取組の推進【観光】
- 観光資源の発掘・磨き上げによるブランディング戦略【観光】（再掲）
- 商店街の魅力を高めるための取組への支援（商店街のリフレッシュ、個店の魅力向上対策）【商工労働】
- 地場産業サポートセンター等の研究機関の利活用【サポートセンター】
- 特産品の開発や地場産品のブランド化の取組、販路の拡大【サポートセンター、商工労働】
- 農水産物などの地域資源を活用した加工・流通・保存施設の整備などへの支援【サポートセンター、商工労働】（再掲）
- 農水産物などの地域資源を使った特産品づくり（地場で加工できる場所の確保）【サポートセンター、商工労働】
- 商店、宿泊施設などでの地場産品の積極的な販売【商工労働、企業対策】
- 産学官連携による地場産品を活用した高付加価値商品の創出【サポートセンター】
- 空き店舗の解消に向けた取組【商工労働】
- 市街地活性化に向けた空き店舗の利用促進の仕組みづくり【商工労働】
- (町産農産物の産地備蓄の推進)**
- 地産地消の推進【農業、漁業】（再掲）
- 農業経営基盤安定化対策事業の推進【農業】（再掲）
- 漁業経営基盤安定化対策事業の推進【漁業】（再掲）
- 製氷施設の整備【漁業】（再掲）
- 食品ロス削減の取組支援【農業、漁業】

4 - 3 上下水道等の長期間にわたる機能停止

(水道施設等の防災対策)

- 水道事業の危機管理体制の整備【水道】

- 水道施設の再構築【水道】
- 老朽水道管の更新【水道】
- 重要給水施設管路の耐震化整備【水道】
- (下水道施設等の防災対策)
- 下水道事業の危機管理体制の整備【下水道】
- 未接続世帯の解消【下水道】
- 経年劣化に伴うポンプ場、終末処理場などのオーバーホール（部品交換）の実施【下水道】
- ストックマネジメント計画の策定と施設設備の長寿命化【下水道】
- 下水道管理センターにおける自家発電設備の設置【下水道】
- 雨水排水施設の整備【下水道】

4-4 町外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止

- (交通ネットワークの整備)
- 避難路等の整備【土木】
- (道路施設の防災対策、耐震化、老朽化対策)
- 学童及び未就学児が移動する道路の安全確保【土木】
- 国道229号における海岸線の越波、浸食対策の促進【土木】
- 道路附属物の更新、補修【土木】
- 市街地道路の改良【土木】
- 市街地道路のバリアフリー化【土木】
- 町道の維持補修【土木】
- 橋梁の点検・橋梁長寿命化計画に基づく補修工事の促進【土木】

《 指標 》	現状値	目標値
・重要給水施設耐震化済施設数	7 (R 1) →	18 (R 6)
・下水道BCP策定済	(H28)	
・下水道ストックマネジメント策定	未策定 →	策定済 (R 3)
・下水道管理センター自家発電設備	未整備 →	整備済 (R 3)
・長寿命化橋梁数	1橋 (H30) →	5橋 (R 3)
・更新・補修照明灯数	27灯 (R 1) →	56灯 (R 4)
・補修標識数		1箇所 (R 4)

5. 経済活動の機能維持

5-1 サプライチェーンの寸断や中枢機能の麻痺等による企業活動等の停滞

- (リスク分散を重視した企業立地等の促進)
- (企業の業務継続体制の強化)
- (被災企業等への金融支援)

5-2 町内外における物流機能等の大幅な低下

(港湾の機能強化)

- 物流機能の強化のための港湾整備【港湾】
- 老朽化港湾施設の整備【港湾】(再掲)

(陸路における流通拠点の機能強化)

- 農業経営基盤安定化対策事業の推進【農業】(再掲)
- 漁業経営基盤安定化対策事業の推進【漁業】(再掲)

《 指標 》

現状値

目標値

6. 二次災害の抑制

6-1 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

(森林の整備・保全)

- 未来につなぐ森づくり推進事業等による無立木地の解消【林業】(再掲)
 - 間伐材の利用促進【林業】(再掲)
 - 間伐、植林の重要性に対する理解の促進【林業】(再掲)
 - 水源涵養機能・山地災害防止機能の強化(未立木地への植栽の推進、保安林への指定、治山事業)【林業】(再掲)
 - 生活環境保全機能・文化機能の強化(岩内町森林公園や岩内町総合公園、岩内町運動公園の環境保全機能を高める生活環境保全林の整備)【林業】(再掲)
 - 森林づくりに対する理解の促進、植林活動への参加促進【林業】(再掲)
 - 有害鳥獣の駆除【農業、林業】(再掲)
 - ジビエ利活用の推進【農業、林業】(再掲)
 - 森林資源の保全【農業、林業】(再掲)
 - 植林、育林活動への参加促進【農業、林業】(再掲)
 - 森林整備による防災減災対策【林業】
- #### (農地・農業水利施設等の保全管理)
- 農山漁村地域整備対策【農業・漁業】(再掲)
 - 農業基盤施設管理対策【農業】(再掲)
 - 農業水利施設等の長寿命化及び防災減災対策【農業】(再掲)
 - 農地の保全管理【農業】(再掲)
 - 農地流動化促進事業の実施【農業】(再掲)

《 指標 》

現状値

目標値

7. 迅速な復旧・復興等

7-1 災害廃棄物の処理の停滞等による復旧・復興の大幅な遅れ

(災害廃棄物の処理体制の整備)

- 廃棄物運搬経路の道路改良【土木】
- 防災計画に規定する廃棄物処理計画において対応（防災計画の見直し）
【消防、救急、防災、住民生活】

(地籍調査の実施)

- 地籍調査の実施【都市計画】

7-2 復旧・復興等を担う人材の絶対的不足

(災害対応に不可欠な関係組織との連携)

- 町内会等の地域組織の活性化、連携促進【住民生活】
- 課題別のまちづくり活動組織の育成（環境保全、子育て、高齢者見守りなど）【防災、住民生活、子育て、介護保険】（再掲）
- 自主防災組織の育成、活動支援【消防、救急、防災】（再掲）
- 子ども会の活性化及び地域組織との連携促進【教育課青少年】

(災害対応に不可欠な建設業との連携)

- 岩内町内における災害時の協力体制に関する実施協定【消防、救急、防災】

(行政職員の活用促進)

- 資質向上のための職員研修の実施【総務】

《 指標 》

現状値

目標値

第4章 計画の推進管理

(1) 計画の推進期間等

岩内町の強靱化の実現に向けては、長期的な展望を描きつつ、本町の内外における社会情勢の変化や、強靱化施策の推進状況などに応じた施策の推進が必要になることから、本計画の推進期間は令和2年4月から令和7年3月までの5年間とする。

なお、計画期間内においても、社会情勢の変化などにより計画の見直しが必要となった場合や、国土強靱化に関連する本町の分野別計画において見直し及び改定が行われた場合は、所要の検討を行い、本計画との整合性を図っていく。

(2) 計画の推進方法

I. 施策ごとの推進管理

本計画に掲げる施策の実効性を確保するためには、明確な責任体制の下で施策ごとの推進管理を行うことが必要である。

そのため、施策プログラムの推進にあたっては、庁内の所管部局を中心に、国や北海道等との連携を図りながら、個別の施策ごとの進捗状況や目標の達成状況などを継続的に検証し、効果的な施策の推進に繋げていく。

II. PDCAサイクルによる計画の着実な推進

計画の推進にあたっては、前項で示した各施策の進捗状況や目標の達成状況を踏まえ、施策プログラム全体の検証を行い、その結果を踏まえた予算化や、国・北海道への政策提案を通じ、更なる施策推進に繋げていくという、PDCAサイクルを構築し、本町強靱化の継続的な改善・向上（スパイラルアップ）を図っていく。

【別表】 岩内町強靱化に関する脆弱性評価

1 人命の保護

<p>1-1 地震等による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う死傷者の発生</p> <p>【評価結果】</p> <p>(住宅・建築物等の耐震化)</p> <ul style="list-style-type: none">○住宅・建築物等の耐震化については、法改正により一定規模の建築物に対する耐震診断が義務づけられたことなども踏まえ、国の支援制度等を有効活用し、耐震化の促進を図る必要がある。○小中学校の耐震化は終了しているが、社会福祉施設等、不特定多数の方が集まる施設の耐震化については、災害時の避難場所や救護用施設として利用されることから、耐震化の一層の促進を図る必要がある。 <p>(建築物等の老朽化対策)</p> <ul style="list-style-type: none">○公共建築物の老朽化対策について、維持管理や保守、更新等は、必要な取組を進めるとともに、適切に維持管理等を行う必要がある。○公営住宅については、老朽ストックの用途廃止・除却に加え、維持管理住宅の改善等を計画的に実施していく必要がある。 <p>(避難場所等の指定・整備)</p> <ul style="list-style-type: none">○避難場所については、避難期間や災害種別に対応した適切な避難体制を確保するため、災害対策基本法に基づく指定緊急避難場所等の指定及び周知を促進していく必要がある。○高齢者、障害者等の要配慮者の安全確保を図るために必要な、福祉避難所の更なる指定についても促進する必要がある。○災害時の避難場所として活用される公共建築物や都市公園、備蓄倉庫等について、耐震改修なども含め地域の実情に応じた施設整備を促進する必要がある。 <p>(啓発活動等の取組促進)</p> <ul style="list-style-type: none">○火災の未然防止や被害軽減を図るため、引き続き関係機関が連携した火災予防に関する啓発活動や防火設備の設置促進、危険物施設の安全確保などの取組を推進する必要がある。 <p>【指標(現状値)】</p> <ul style="list-style-type: none">・公営住宅管理戸数 1,458戸 (H29)
<p>1-2 土砂災害による多数の死傷者の発生</p> <p>【評価結果】</p> <p>(警戒避難体制の整備等)</p> <ul style="list-style-type: none">○土砂災害警戒区域の指定は済んでいる状況であり、防災ハンドブックにより、同区域の周知も図っているが、区域内の住民等に対し、引き続き周知を進めて行く必要がある。 <p>(砂防設備等の整備、老朽化対策)</p> <ul style="list-style-type: none">○国及び北海道において、砂防設備や急傾斜地崩壊防止施設、治山施設等の整備を進めているが、現状では、未整備箇所も残されていることから、引き続き国や北海道に対し、施設整備・老朽更新の促進を要請する必要がある。 <p>【指標(現状値)】</p>

1-3 大規模津波等による多数の死傷者の発生

【評価結果】

(津波避難体制の整備)

- 北海道における津波浸水想定の設定に基づき、津波ハザードマップを作成し防災ハンドブックに登載済であるが、今後新たな津波浸水の想定が設定され、警戒区域の見直しが行われるなどの情勢変化に応じ、ハザードマップの見直しや避難体制の再整備も想定される。
- 津波発生時の避難対策に不可欠な避難計画を策定しているが、今後、津波浸水想定区域の見直しに応じ、ハザードマップや避難計画の改訂も想定される。

(海岸保全施設等の整備)

- 港湾施設を含む海岸保全施設等の計画的な維持管理と老朽化対策や津波対策のための改修に努めるとともに、国や北海道に対し施設整備を要望する必要がある。

【指標(現状値)】

1-4 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水

【評価結果】

(洪水・内水ハザードマップの作成)

- 近年、増加しているゲリラ豪雨等の状況から、運上屋川及びポン岩内川におけるハザードマップは作成済であるが、今後、流域の住民に対し、周知を図っていく必要がある。

(河川改修等の治水対策)

- 北海道、町のそれぞれの管理河川において、洪水を防止するための河道の掘削、築堤の整備などの治水対策について、今後一層の効果的、効率的な整備を進める必要がある。また、河川管理施設については、計画的な老朽化対策や施設の適切な維持管理が求められている。
- ゲリラ豪雨などの大雨による内水浸水被害を軽減するため、道路排水施設の改修や排水ポンプ等の整備を進める必要がある。

【指標(現状値)】

- ・排水施設改修 37箇所中 18箇所対策済 (R1)
- ・側溝施設改修 5,895m中 48m対策済 (R1)

1-5 暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生

【評価結果】

(暴風雪時における道路管理体制の強化)

○通行規制時の迅速な情報伝達に取り組むなど、適切な道路管理体制を強化する必要がある。

(除雪体制の確保)

○各道路管理者（国、北海道、町）において、管理道路の除排雪事業を進めているほか、豪雪等の異常気象時においては、各管理者間で情報共有や相互連携を強化するなど、円滑な除雪体制の確保に努めているが、各管理者における財政事情、除雪作業を請け負う事業者の経営環境の悪化、除雪機械の老朽化、人材の確保など、安定的な除雪体制を確保する上で多くの課題を抱えており、これらの課題を踏まえた総合的な対策として、除雪機械の更新や更なる連携・協力体制の構築が必要である。

【指標(現状値)】

1-6 積雪寒冷を想定した避難体制等の未整備による被害の拡大

【評価結果】

(冬季も含めた帰宅困難者対策)

○積雪・低温など、北海道の冬の厳しい自然条件を踏まえ、地域における避難困難者対策が必要であり、一時待避所の確保と、その周知・啓発など、冬季を含めた帰宅困難者の避難対策の取組を進める必要がある。

(積雪寒冷を想定した避難所等の対策)

○上記の状況を踏まえ、暖房器具の備蓄整備など、避難所等における防寒対策に取り組む必要がある。

【指標(現状値)】

1-7 情報伝達の不備・途絶等による死傷者の拡大

【評価結果】

(関係機関の情報共有化)

- 被害の軽減や迅速な応急・救助活動に不可欠な関係機関相互の連絡体制を強化する必要がある。
- 防災気象情報や避難情報などの災害情報について、北海道防災情報システムの運用により、北海道及び関係機関と情報共有を図り住民等へ伝達しているが、今後、より迅速で確実な情報伝達を行うためには、災害通信訓練等によりシステム運用をはじめとした習熟を図る必要がある。
- 大規模災害を想定した防災訓練などを通じて、情報収集・共有体制の強化を図っていく必要がある。

(自主防災組織の結成)

- 地域防災力の向上に向け、自主防災組織の結成促進等を図る必要がある。

(住民等への情報伝達体制の強化)

- 災害時における住民の安否情報を、効果的に収集・提供するための体制を構築する必要がある。
- 住民等への災害情報の伝達に必要な、防災行政無線をはじめとした、多様な方法による災害情報の伝達体制を整備する必要がある。
- 災害発生時において、観光客の安全を確保し適切に保護するため、迅速かつ正確な情報提供や避難誘導など、災害から観光客を守る受け入れ体制の整備が必要である。
- 災害発生時の避難等に支援を要する要介護高齢者や障がい者などに対する避難誘導などの支援が、迅速かつ適切に行えるよう、避難行動要支援者の名簿の見直し・活用や具体的な避難方法等の流れの再確認等について、適宜行われる必要がある。

(防災教育推進)

- 学校教育においては、学校関係者及び児童生徒の防災意識の向上に向け、地域や学校の実情に応じた実践的な避難訓練を実施しているところであるが、今後も一層の効果的な取組を行う必要がある。

(災害時における行政機関相互の通信手段の確保)

- 被災による有線電話や携帯電話など、有線系統の通信不能時においても、情報伝達が可能となるよう、衛星携帯電話などの整備を促進する必要がある。

【指標(現状値)】

2 救助・救急活動等の迅速な実施

2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

【評価結果】

(物資供給等に係る連絡体制の整備)

- 岩内町地域防災計画に基づき、物資供給をはじめ、医療、救助・救援、帰宅支援など災害時の応急対策に必要な各分野において、北海道、町、民間企業・団体等がそれぞれの間で応援活動を行っているが、災害時において、これらの活動が効果的に行えるようにする必要がある。
- 官民の連絡体制の充実・強化を図っていく必要がある。
- 関係機関と連携した、ボランティア等の受入体制整備と防災知識等を有するボランティアの育成を促進する必要がある。
- 大規模な災害の発生に備え、復旧活動の展開拠点や救援物資の輸送の中継拠点といった機能を持つ広域防災拠点について、大規模災害における被害想定などを踏まえ、施設の役割や設置場所、既存公有施設の活用など、施設整備のあり方について、防災関係機関等と連携の下、多角的に検討する必要がある。

(非常用物資の備蓄促進)

- 地域間連携による応急物資等の迅速な調達を図るため、他の自治体との広域応援体制の整備を促進する必要がある。
- 家庭や企業等においては、被害想定や冬期間の対応なども想定し、3日分の備蓄が奨励されていることから、自発的な備蓄を促進するため、北海道などと連携し、啓発活動に取り組む必要がある。
- 「災害時備蓄計画」による、非常用物資の備蓄体制の強化に向けた取組を促進する必要がある。

【指標(現状値)】

2-2 消防、警察、自衛隊等の被災等による救助・救急活動の停滞

【評価結果】

(合同訓練など関係行政機関の連絡体制整備)

- 北海道が主催する防災訓練などの機会を通じ、消防、警察、自衛隊など関係機関相互の連絡体制を強化し、災害対応の実効性を高めていく必要がある。

(救急活動等に要する情報基盤、資機材の整備)

- 警察、消防の災害対応能力強化のため、災害用資機材の新規購入・整備を図る必要がある。加えて消防団の装備を充実する必要がある。
- 災害弱者や要支援者等を搬送する福祉車両の整備を図る必要がある。

【指標(現状値)】

2-3 被災地における医療・福祉機能等の麻痺

【評価結果】

(災害時拠点病院の機能強化)

○北海道では、災害拠点病院に求められている自家発電の設備及び耐震化整備について、災害時の救命医療や被災地からの重篤患者の受入など、災害拠点病院の機能を確保するため、未整備病院の自家発電設備の増強や応急用医療資機材の整備、耐震改修など、所用の対策を図る必要がある。

(災害時における福祉的支援)

○北海道では、災害時における福祉避難所等での必要な人材の確保を図るため、被災していない地域の社会福祉施設が被災地の福祉避難所等へ必要な人員を派遣する「北海道災害ケア派遣チーム」を組織しているが、派遣協定を締結した法人数は、52法人、101施設にとどまっており、福祉関係団体や関係法人に、広く協力を要請し、福祉避難所等への人的支援の促進を図る必要がある。

○被災した社会福祉施設等の入居者の避難先確保や、人的・物的支援を充実する必要がある。

(防疫対策)

○災害発生時においては、速やかな感染症予防対策が重要であり、また災害時における感染症の発生やまん延を防止するには、対象者が平時から定期の予防接種を適切に受けられる体制を構築するとともに、避難所における衛生管理に取り組む必要がある。

【指標(現状値)】

3 行政機能の確保

3-1 町内外における行政機能の大幅な低下

【評価結果】

(災害対策本部機能等の強化)

○北海道では、被災時における職員の参集範囲、対策本部の設置場所、庁舎被災時における代替場所など災害対策本部に係る具体的な運用事項を業務継続計画の中で規定しているが、今後、訓練などを通じ、本部機能の実施体制の検証を行うなど、効果的なフォローアップを行う必要がある。また、岩内町地域防災計画の見直しや業務継続計画の作成などを通じ、災害対策本部体制の機能強化を図る必要がある。

○東日本大震災の経験を踏まえ、消防団活動・安全マニュアルの策定が求められている。また、消防団は、地域防災の中核的な存在として、消火活動や水防活動をはじめ、大規模災害時における、住民の避難誘導や災害防御など重要な役割を担っているが、団員数が年々減少しており、地域の防災力・水防力の維持・強化には、地域住民の消防団活動の理解と活動への参加促進を図る必要がある。

○大規模災害発生時においても、災害応急対応や復旧対応など、防災拠点としての業務を継続するため、庁舎等の行政施設の定期的な点検を行う必要がある。

(行政の業務継続体制の整備)

○業務全体を対象とした継続体制について、整備を促進する必要がある。

(広域応援・受援体制の整備)

○大規模災害が発生した際の災害応急体制の確保を図るため、他自治体との広域応援・受援体制を継続する必要がある。

【指標(現状値)】

4 ライフラインの確保

4-1 エネルギー供給の停止

【評価結果】

(再生可能エネルギーの導入拡大等)

○北海道における再生可能エネルギーの導入は、今後更なる拡大が期待できることから、エネルギーの地産地消などの取組が必要である。

(電力基盤等の整備)

○北本連系設備については、2019年3月から90万kWに容量が拡大されたが、中長期的視点から、より安定した電力需給に資する地域間連携線の増強について、国の主導の下での新たな整備手法による更なる容量拡大に向けた取組が求められている。

○被災による停電時には、分散型電源としての電力供給機能のほか、廃熱利用による暖房や冷房等の機能も有するコージェネレーションシステムの導入を推進する必要がある。

(石油燃料供給の確保)

○北海道では、災害時において緊急車両や避難所等に石油燃料供給を安定確保するため、石油販売業者の団体や石油元売り団体との間で協定や覚書を締結しており、本協定等が災害時に有効に機能するよう、平時から情報共有などの連携強化を図るとともに、本町で締結している石油業協同組合との協定を継続する必要がある。

【指標(現状値)】

4-2 食料の安定供給の停滞

【評価結果】

(食料生産基盤の整備)

○大規模災害により、その生産基盤が打撃を受けないよう、耐震化や津波対策、老朽化対策などの防災・減災対策なども含め、農地や農業水利施設、漁港施設等の生産基盤の整備を着実に推進する必要がある。

(町産食料品の販路拡大)

○大規模災害時において、食料の供給を安定的に行うためには、平時においても販路の開拓、拡大等により一定の生産量を確保していくことが必要であり、食の高付加価値などによる農水産物の販路拡大など、生産、加工、流通が一体となった取組を推進する必要がある。

(町産農産物の産地備蓄の推進)

○国では、不作時等の緊急時に備えるため米などの主要穀物の備蓄を行っているが、災害時には米以外の農産物の供給も課題となることから、こうした事態に備え、雪氷冷熱等を利用した産地における農産物の長期保存など、農産物の円滑な供給に資する取組を進める必要がある。

【指標(現状値)】

4-3 上下水道等の長期間にわたる機能停止

【評価結果】

(水道施設等の防災対策)

- 水道事業者において給水車の配備や、給水パックなどの非常用物資の備蓄体制の強化など、応急給水、応急復旧に係る体制の構築と受援体制の整備に向けて防災機能強化を図る必要がある。
- 災害時においても給水機能を確保するため、浄水場など水道施設の耐震化や老朽化対策等、計画的な整備を促進する必要がある。また今後更新期を迎える施設については、今後の需要などを考慮した施設の更新や維持管理など、老朽化対策を促進することが必要である。
- 水道施設が地震などにより被災した場合に備え、水道事業者において緊急時の給水拠点の確保を図るため、指定避難所等への配水管耐震化などの施設整備を推進する必要がある。

(下水道施設等の防災対策)

- 災害時に下水道機能を早期回復を目的とした業務継続計画（BCP）の整備により災害時の危機管理体制を強化する必要がある。
- 地震時における下水道機能の確保のため、着実な整備が求められる。また今後、増大してくる老朽化施設の改築更新等を計画的に進めていく必要がある。
- 下水道施設の老朽化による機能停止や浸水被害を未然に防止するため、「下水道ストックマネジメント計画」に基づく改築更新や浸水対策を推進する必要がある。
- 大規模停電時においても確実な汚水処理が実施できるよう、下水道管理センターに非常用発電設備の設置が必要である。
- 下水道浸水被害軽減のため、浸水被害状況等を勘案し、雨水管渠、可搬式排水ポンプ等の計画的な整備を推進する必要がある。
- 浄化槽について、老朽化した単独浄化槽から災害に強い合併浄化槽への転換を促進する必要がある。

【指標(現状値)】

・重要給水施設耐震化済み施設数	7施設（R1）
・下水道BCPの策定状況	策定済（H28）
・下水道ストックマネジメント計画策定状況	未策定（R1）
・下水道管理センター自家発電設備の整備状況	未整備（R1）

4-4 町外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止

【評価結果】

(交通ネットワークの整備)

○大規模災害時に、被災地からの避難や被災地への物資供給、救援救急活動などを迅速に行うためには、広域交通の分断を回避し、防災拠点間を結ぶ移動の代替性を確保することが重要であり、高規格幹線道路（後志自動車道）と町をつなぐアクセス道路の整備のほか、公共施設と避難路を結ぶ道路の改良、地域間を連結する緊急輸送道路や避難路等のネットワーク化を進める必要がある。

(道路施設の防災対策、耐震化、老朽化対策)

○落石や岩石崩落などの道路防災総点検の結果に基づき、今後も引き続き計画的な整備を行う必要がある。また橋梁の耐震化についても、計画的な整備を行う必要がある。

○橋梁をはじめとした道路施設の老朽化対策については、着実な整備を推進するとともに、その他の各道路施設についても、計画的な更新を含めた適切な維持管理を実施する必要がある。

○農産物流通の向上など、農業利用を目的に整備された農道・農道橋については、農山村地域の生活道路として一般道と同様の機能を担っていることから、農道施設の点検・診断を引き続き推進するとともに、点検結果に基づく機能保全対策を適切に推進する必要がある。

【指標(現状値)】

- ・長寿命化橋梁数 5 橋中対策済 1 橋 (H30)
- ・更新・補修照明灯数 56 灯中対策済 27 灯 (R 1)

5 経済活動の機能維持

5-1 サプライチェーンの寸断や中枢機能の麻痺等による企業活動等の停滞

【評価結果】

(リスク分散を重視した企業立地等の促進)

○東日本大震災以降、企業においては業務継続体制の再構築を進める中で、首都圏等に立地する本社機能の移転やサプライチェーンの多重化・分散化の動きが活発化しており、こうした潮流を踏まえ、リスク分散に適した本道の優位性を活かし、オフィスや生産拠点の本道への立地を促進するための取組を強化する必要がある。

(企業の業務継続体制の強化)

○中小企業の業務継続計画策定の促進や経営体質・基盤の強化を促進するため、各業種関係団体等と連携し、支援する必要がある。

(被災企業等への金融支援)

○国や北海道では、災害に伴う経済環境の急変等により影響を受けた、中小企業者等の事業の早期復旧と経営の安定を図るための金融支援を実施しており、引き続きこうしたセーフティネット策を確保するとともに、被災後の支援のみならず、災害に対する事前の備えに向けた取組への支援についても検討する必要がある。

【指標(現状値)】

5-2 町内外における物流機能等の大幅な低下

【評価結果】

(港湾の機能強化)

○災害時において、経済活動の継続を確保するための物流拠点として、更に緊急物資や人員などの輸送拠点として重要な役割を港湾が担うためには、平時よりターミナル機能の強化や船舶の大型化等、物流の変化に対応した港湾整備など、港湾の機能強化を推進することが必要である。

○大規模災害に備えた港湾の耐震化、液状化対策、老朽化対策は、国直轄事業において計画的に実施しているが、今後、耐震化のニーズや老朽ストックが更に増えてくることなども想定されることから、管理者による一層の計画的整備の促進が求められる。

(陸路における流通拠点の機能強化)

○災害時においても、陸路における円滑な物資輸送を図るため、国、北海道、各業種関係団体と連携し、流通業務施設などの流通拠点の耐震化等を図る必要がある。

【指標(現状値)】

6 二次災害の抑制

6-1 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

【評価結果】

(森林の整備・保全)

- 大規模災害等に起因する森林の荒廃は、国全体の国土強靱化に大きな影響を与える問題となる。このため、大雨や地震等の災害時における、土石・土砂の流出や表層崩壊などの山地被害を防止するため、森林の多面的機能の持続的な発揮に向け、造林、間伐等の森林整備や林道等の路網整備を計画的に推進する必要がある。
- 災害時における森林の多面的機能の継続的な発揮を図るため、エゾシカなど野生鳥獣による森林被害の防止策を進める必要がある。

(農地・農業水利施設等の保全管理)

- 農地が持つ保水効果や土壌流出などの防止効果など、国土保全機能を維持するため、地域コミュニティ等による、農地・農業水利施設等の地域資源の適正な保全管理を推進する必要がある。

【指標(現状値)】

7 迅速な復旧・復興等

7-1 災害廃棄物の処理の停滞等による復旧・復興の大幅な遅れ

【評価結果】

(災害廃棄物の処理体制の整備)

- 災害廃棄物処理の具体的な対応が求められており、迅速な処理体制を構築するため「廃棄物処理等計画」に基づき対応する必要がある。
- 災害廃棄物の運搬経路を確保するため、処理施設までの道路の幅員拡幅など道路改良を実施する必要がある。

(地籍調査の実施)

- 災害後の復旧・復興を円滑に進めるためには、地籍調査等により土地境界を明確にしておくことが重要であることから、調査等の推進を図る必要がある。

【指標(現状値)】

7-2 復旧・復興等を担う人材の絶対的不足

【評価結果】

(災害対応に不可欠な建設業との連携)

- 大規模災害の発生により、人命救助に伴う障害物の除去や、道路交通の確保などの応急対策が迅速かつ効果的に行われるよう、建設業とのより一層の連携や専門的技術等の活用を図るため、岩内建設業協会等との協定に基づく対策を構築する必要がある。

(行政職員の活用促進)

- 道内の被災市町村からの土木技術職員の応援要請に対応するため、北海道と一定規模以上の道内市町村による連絡会議が設置されており、引き続き連絡会議の枠組みを活用した応援体制の強化を図る必要がある。

【指標(現状値)】